

令和4年度

放課後児童支援員認定資格研修会

開 催 要 項

鳥 取 県

令和4年度 鳥取県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1. 目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項の規定に基づき、同項各号に該当する者が放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

2. 主催 鳥取県（委託先：特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会）

3. カリキュラム内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4.5時間】
1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6時間】
2-④ 子どもの発達理解
2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
2-⑥ 障害のある子どもの理解
2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5時間】
3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間】
4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4-⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間】
5-⑬ 子どもの生活面における対応
5-⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間】
6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4. 受講方法

各個人のパソコンやタブレットから受講していただくようになります。対面ではなく、ZOOM アプリを使用するオンラインでの研修になります。

●ZOOMについて

オンライン配信ツールです。ZOOM を初めて利用される方は簡単なセットアップが必要となります。受講決定後、事前にメールにてお送りする受講用 URL をクリックいただくと、自動でプラグイン（サインイン）の画面が開きますので、お手数ですが事前講習までにセットアップをお願いします。（通常1分程度で完了します）

※有線 LAN ケーブルを使用したインターネット環境、もしくは Wi-Fi 環境などの高速通信が可能な場所でご受講ください。

※リアルタイム配信のみとなっており、録画受講はできませんのでご了承ください。

※視聴にかかるインターネット通信料はご負担ください。

●必要機器等

パソコンまたはタブレット（カメラ、マイク機能のあるもの）・インターネット環境

※受講中は出席確認のため、カメラをオンのまま受講いただくことが必須となっています。

※スマートフォンでの受講は操作が不慣れな方は特にトラブルが多く、長時間の研修受講には不向きであるため、お勧めできません。

●接続テスト日

○令和4年10月3日（月）10時30分～15時の間いつでも可能（平日開催・休日開催共通）

※問題がなければ、数分で終わりますので、必ずテストを行ってください。

※接続や操作に関する質問などもこの時にお受けします。研修当日は出席確認に時間を要するため、個別対応に係る時間が十分にありませんので、ご協力をお願いします。

5. 実施日程

<平日開催>全8回 定員90名

	10/4（火）	10/11（火）	10/19（水）	10/26（水）
09:15～09:30	ガイダンス			
09:30～11:00	1-①	1-③	2-⑤	2-⑥
11:10～12:40	1-②	2-④	2-⑦	3-⑩
講師	中田 周作 (中国学園大学)	中田 周作 (中国学園大学)	石本 雄真 (鳥取大学)	石本 雄真 (鳥取大学)

	11/9（水）	11/16（水）	11/29（火）	12/7（水）
09:30～11:00	3-⑧	5-⑬	4-⑪	6-⑮
11:10～12:40	3-⑨	5-⑭	4-⑫	6-⑯
12:40～12:55				ガイダンス
講師	若井 暁 (放課後児童支援員)	若井 暁 (放課後児童支援員)	矢吹 真子 (放課後児童支援員)	籠田 桂子 (放課後児童支援員)

<休日開催>全4回 定員90名

	10/9 (日)	10/23 (日)	11/23(水・祝)	12/11 (日)
09:15~09:30	ガイダンス			
09:30~11:00	1-①	2-⑤	3-⑧	4-⑪
11:10~12:40	1-②	2-⑦	3-⑨	4-⑫
13:30~15:00	1-③	2-⑥	5-⑬	6-⑮
15:10~16:40	2-④	3-⑩	5-⑭	6-⑯
16:40~16:55				ガイダンス
講師	中山 芳一 (岡山大学)	石本 雄真 (鳥取大学)	矢吹 一馬 (放課後児童支援員)	⑪⑫矢吹 真子 ⑮⑯籠田 桂子 (放課後児童支援員)

6. 応募できる方 以下の(1)(2)のいずれにも該当する方です。

(1) 基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者

<p>【基準第10条第3項抜粋】</p> <p>一 保育士の資格を有する者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p> <p>十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p>
--

(2) 県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する職員[※]または従事する意思がある者(※令和5年4月1日までに従事することが決定している者を含む)

(注)「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります。

7. 研修科目の一部免除

厚生労働省「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」3.(6)「科目の一部免除」ア～ウに該当する方（保育士、社会福祉士、教諭の各有資格者）は、希望により各号に定める科目を免除します。なお、科目の一部免除を受けようとする場合は、当該資格を有することを証する書類を必ず提出してください。

- ア 保育士「2-④」「2-⑤」「2-⑥」「2-⑦」計4科目免除対象
- イ 社会福祉士「2-⑥」「2-⑦」計2科目免除対象
- ウ 教員「2-④」「2-⑤」計2科目免除対象

8. 受講申込方法

クラブ所在の市町村に必要な書類等をご提出ください。 県及び日本放課後児童指導員協会には受講申込書類を直接送らないでください。

(1) 受講申込締切日 令和4年9月13日(火) 必着

(2) 受講申込に必要な書類等

①	受講申込書 (様式1)	所定の受講申込書に必要事項を記入してください(コピー使用可) 縦3cm×横2.4cm 無帽正面で申込3ヶ月以内に撮影した写真(裏面に氏名を記入)を受講票に貼ってください
※ ②	基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類の写し	各種資格証、修了証書、実務経験証明書(様式2)の写し、基準第10条第3項第9号・第10号に該当することを市町村長が認定した証明書(様式3)等 (研修科目の一部免除を希望する場合は、該当する資格を証する書類を添付してください。)
③	放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証(写し)	該当者のみ ③を提出の場合、②の提出は不要です。

※②基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について

1号該当(保育士) → 保育士登録証または保母資格証

2号該当(社会福祉士) → 資格証

3号該当(高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者)

※現職の方 → 卒業証明書(または卒業証書の写し)・実務経験証明書(様式2)

4号該当(教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者) → 資格証

5号該当(大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者)

→ 卒業証明書(または卒業証書の写し) ※科目履修証明書が必要な場合があります。

6号該当(大学にて社会福祉学等の課程を優秀な成績で単位を取得し、大学院への入学が認められた者) → 大学院への入学が認められたことが確認できる書類

7号該当(大学院にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者)

→卒業証明書（または卒業証書の写し）

8号該当（外国の大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者）

→卒業証明書（または卒業証書の写し）

9号該当（高卒等の者であって、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めた者）※現職の方は、9号ではなく、3号に該当しますのでご注意ください。

→卒業証明書（または卒業証書の写し）・実務経験証明書（様式3：市町村長の証明印の入ったもの）

10号該当（5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの）

→実務経験証明書（様式3：市町村長の証明印の入ったもの）

※上記の証明書と、受講申込書で姓が変わっている場合は、姓が変わったことを証明する書類（戸籍抄本の写し）も併せて添付してください。なお、市町村において確認済みである場合等、添付を省略できる場合があります。

9. 受講申込受理通知書の送付

受講申込が受理された方には、以下の書類を開講日の約1週間前に本人宛に発送します。到着しない場合は、日本放課後児童指導員協会にお問い合わせください。

<受講申込が受理された方へ送付する書類>

* 受講申込受理通知書 * 日程表 * テキスト2冊 * 受講者カード * 受講案内
* 受講前アンケート * 評価レポート * ガイダンス資料 * 研修レジュメ * 払込取扱票

10. 必要経費

テキスト代 2,300円（到着後、1週間以内に払込取扱票にて振込みをお願いします）

なお、受講料は無料です。

※一部科目修了者の方は、昨年度のテキストを使用してください。

11. その他

(1) 申込書に記載するメールアドレスについて

オンライン研修の受講用 URL 等は、申込書に記入されたメールアドレスへお送りします。誤送信等を防ぐため、メールアドレスの記入にあたって、アルファベットと数字等見間違いやすいものは、注釈や表現をはっきりさせてください。また、記入するメールアドレスはパソコンもしくはタブレットで受信できるものにしてください。（※携帯電話のメールアドレス [=「@docomo.ne.jp」, 「@ezweb.ne.jp」, 「@i.softbank.jp」等] は不可とします。）

あわせて、info@ja-acc.jp の受信設定をお願いします。（セキュリティが高いと迷惑メール扱いとなります）

(2) 申込書類等の記載内容について

申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。

(3) 個人情報の利用目的について

申込書類に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供、新型コロナウイルス感染症対策のために使用します。

12. 修了後について

24時間の全課程を修了した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を本人宛にお送りします。なお、病気等のやむを得ない理由による欠席で全課程修了していない方には、一部科目修了証をお送りします（1年間有効。全課程を修了次第、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します）。

よくあるご質問

Q. 都合で受講できない日は、他会場で受講できますか？

当日の体調不良など、やむを得ない事情のみ他会場への振替受講は可能です。「振替希望届出書」（様式4）を振替で受講する日の3日前までに日本放課後児童指導員協会事務局に提出してください。（FAX・Eメール）電話や口頭では受け付けておりません。

Q. 遅刻したらどうなりますか？

講義開始後10分以上の遅刻・早退は、欠席扱いとなります。接続によるトラブルや、カメラのオフ状態により本人確認が出来なくなった場合も同様です。欠席となった科目のみ、他開催で振替受講していただくか、来年度ご受講ください。

Q. 資格証が見当たらないのですが、免除希望しなければ提出しなくてもいいですか？

3号（2年以上、2,000時間実務経験のある方）に該当し、免除科目を希望しない場合は、資格証（保育士等）の添付はなくても構いません。3号に必要な実務経験証明書のみ提出ください。

Q. 高校の卒業証明書が見当たらず、遠方なのですが、他に代わる書類はありますか？

3号の場合は、実務経験証明書のなかに、「高等学校を卒業したものであることは、雇用時に確認済みである」等の一文を入れ、証明していただける場合は、添付を省略できます。

Q. 免除の科目も受講できますか？

受講可能です。現在の視点で学びなおしていただくためにも、ご受講をおすすめします。

Q. テキスト代をまとめて支払うことは可能ですか？

可能です。お送りする払込取扱票に対象となる方の氏名をご記入ください。また、市町村が負担する場合は、別途請求書などをお送りしますので、事務局までご連絡ください。

Q. 同じクラブの方と数名で受講することは可能ですか？

可能です。但し、カメラに受講者全員が常時写る環境を整えていただく必要があります。

●受講に必要なテキストや案内などは、受講申込受理通知書と一緒に郵送いたします。

●受講中の留意事項（欠席の場合・レポート）の詳細は、初回ガイダンスでお伝えいたします。

<問い合わせ先> ※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。

（資格制度その他に関すること）

鳥取県 子育て・人財局 子育て王国課（担当：井本）

TEL (0857) 26-7570 FAX (0857) 26-7863

（研修に関すること）

（特非）日本放課後児童指導員協会（開局時間：月～金 10時～18時）

〒700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町4番5号 岡山繊維会館4階

TEL (086) 224-4101 FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

令和4年度 鳥取県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書

記入年月日：令和 年 月 日

※受講者カード欄には氏名のみ記入してください

フリカ`ナ			受講者カード		顔写真 貼付欄 (縦3cm×横2.4cm)
申込者 氏名			受講者番号：		
生年月日	昭・平	年	月	日生	
日中連絡 がつく 電話番号			令和4年度 鳥取県放課後児童支援員認定資格研修		
自宅住所	〒 ー				
連絡がつくメ ールアドレス (必須) ※携帯メールア ドレス不可	@ ※アルファベットと数字等見間違えやすいものは、注釈や表現をはっきりさせて下さい。 ※info@ja-acc.jp の受信設定をお願いします。				
基準 第10条第3 項第1～10 号で該当す るもの 1つに✓	<input type="checkbox"/> 1号 保育士の資格を有する者(資格証)(注1) <input type="checkbox"/> 2号 社会福祉士の資格を有する者(資格証)(注2) <input type="checkbox"/> 3号 高卒以上かつ2年以上児童福祉事業に従事した者(注3) (雇用時に高卒等を確認済の実務経験証明書) <input type="checkbox"/> 4号 教育職員免許法に規定する免許状を有する者(資格証)(注4) <input type="checkbox"/> 5号 大学において指定の課程を修了した者 (卒業証明書・科目履修証明書) <input type="checkbox"/> 6号 大学で指定の課程を修了し大学院に進学した者(成績証明書) <input type="checkbox"/> 7号 大学院において指定の課程を修了した者(卒業証明書) <input type="checkbox"/> 8号 外国の大学で指定の課程を修了した者(卒業証明書) <input type="checkbox"/> 9号 高卒かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業 に従事した者(市町村長に対する認定願) <input type="checkbox"/> 10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者 (市町村長に対する認定願)				
	(注1) 保育士「2-④」「2-⑤」「2-⑥」「2-⑦」計4科目免除対象 (注2) 社会福祉士「2-⑥」「2-⑦」計2科目免除対象 (注3) 現職の方は9号ではなく、基本的に3号となります。 (注4) 教員「2-④」「2-⑤」計2科目免除対象				
前年度一部科目修了者の方は✓	<input type="checkbox"/> 前年度一部科目修了者				
勤務先 クラブ名					
勤務先 住所	〒 ー				
勤務先 電話番号	()	ー	勤務先 FAX番号	()	ー
受講希望会場 ※一箇所に✓	<input type="checkbox"/> 平日開催 <input type="checkbox"/> 休日開催				

※本申込書に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供、新型コロナウイルス感染症対策のために使用します。

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

証明者の住所
()
証明者の団体名(施設名)・役職
()
証明者氏名
(印)

実務経験証明書

()氏は、本団体(施設)において、次のとおり勤務していたことを証明します。尚、高等学校を卒業したものであることは、雇用時に確認済みである。

勤務施設名	期 間	職 名	事業名(内容)
	年 月 日 ~ 年 月 日 (総勤務時間 時間)		
	年 月 日 ~ 年 月 日 (総勤務時間 時間)		
	年 月 日 ~ 年 月 日 (総勤務時間 時間)		

※3号該当者については、所属長を証明者としてください。

※必ず総勤務時間数を記入してください。

勤 務 証 明 書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名 _____
生年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

2. 事業の種類(ア・イのうち該当するものを○で囲み、事業の種類を具体的に記入してください。)

- ア 9号 放課後児童クラブに類似する事業(注1)
イ 10号 放課後児童健全育成事業

3. 実施主体 _____

4. 運営主体 _____

5. 実施場所

○所在地 _____

○電話番号 _____

6. 運営開始年月 昭和・平成 _____ 年 _____ 月

7. 勤務先の名称、勤務期間等

名 称	勤 務 期 間		総勤務時間数
	自	昭・平・令 _____ 年 _____ 月 ~	
	至	昭・平・令 _____ 年 _____ 月 まで	
	計	_____ 年 _____ 月	

上記の者は、2に掲げる事業に従事していたことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明者名 _____ 印

証明書作成者名	
連 絡 先	

※記載内容の確認のため、連絡することがあります。

(市町村記入欄)

上記の者は、基準第10条第3項に該当する者として、適当であることを認めます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

市町村長名 _____ 印

注1)「放課後児童クラブに類似する事業」とは、例えば放課後子供教室、地方公共団体や民間団体が実施するもの等、児童福祉法第34条の8第2項の放課後児童健全育成事業の届出を行わずに実施している類似事業を指します。

※9号該当者、10号該当者については、市町村長を証明者としてください。

振替希望届出書

受講会場			
受講者番号			
フリカ`ナ			
申込者 氏名			
自宅 住所	〒 —		
連絡のつく 電話番号	() —	※FAX 番号	() —
振替希望会場			
振替希望日	⇒		

※受講者番号は初日に受付にて通知いたしますので、それより前に提出される場合は未記入で構いません。

送り先：日本放課後児童指導員協会

FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

※受付済のリファックスをしますので、必ず FAX 番号をご記入ください。

※メールの場合は上記内容をメール本文に直接記載して送信してもらっても構いません。

※提出から 3 日以上経過しても返信がない場合は、日本放課後児童指導員協会までお電話ください。